

# 議第152号

## 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(19)の項中「大津市」の右に「および近江八幡市」を加え、同表(52)の項中「市町」の右に「（近江八幡市を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。